

豊中市立第八中学校 部活動に係る活動方針

令和8年(2026年)4月

1. 部活動の目的

運動部活動については、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図り、文化部活動については、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性の涵養をめざす。

また、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に実施されることをめざす。

2. 運営について

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画、実績報告を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 生徒の健康面での過度な負担や教職員の長時間勤務の一層の縮減を推し進めるという観点に立ち、部活動が地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。
- (3) 校長は、生徒や教職員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。
また、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関わりについて、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3. 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)を参考にしながら、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底する。
- イ 部活動顧問及び部活動指導員(以下「部活動顧問等」という。)は、休養を適切に取る必要があること、過度の活動等が体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。生徒とコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、部活動顧問等は各部活動におけるトレーニング等の考え方や学校の策定した「学校の部活動に係る活動方針」について、その趣旨・目的や内容を外部指導者に対して情報共有し、生徒への適切な指導を徹底する。

ウ 近年、夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を踏まえ、状況によっては活動を原則中止にする等、適切に対応する。

(2) 体罰・ハラスメント等、子どもの人権を侵害する行為の禁止の徹底

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の指導において体罰等を厳しい指導と称して正当化することは誤りであり、決して許されない行為であるとの認識をもち、それらを行わないよう徹底すること。

(3) 休養日（ノークラブデー）及び活動時間の設定について

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を振り替える。
イ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期間の休養期間を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末及び祝日を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。